

国庫補助事業に係る不適切な会計処理について

1 経緯について

平成20年4月に会計検査院第5局特別検査課により、北海道（農政部、水産林務部、建設部、石狩支庁、空知支庁、上川支庁、札幌土木現業所、旭川土木現業所）に対して、平成14年度から18年度までの間における国土交通省及び農林水産省が所管する国庫補助事業に係る事務費等のうち、需用費、賃金及び旅費を対象として特別検査が実施された。

この検査の結果、事業費ベースで、需用費については、随時に納品された物品代を後日一括して支払った「一括払い」が73万2千円、契約した物品とは異なる別の物品を納入させていた「差替え」が1万4千円、年度内に支払を行ったものの納品が翌年度になった「翌年度納入」が261万8千円、前年度に納品となったものの支払いが翌年度になった「前年度納入」が55万円で、計391万6千円、賃金については、国庫補助事業を実施していない部署に配置された臨時職員に国庫補助事業に係る支出科目から賃金を支払ったものが864万9千円、臨時職員の配置された部署が所掌する国庫補助事業とは異なる国庫補助事業に係る支出科目から賃金を支払ったものが148万7千円で、計1,013万7千円、旅費については、国庫補助事業の対象とならない用務として、8,306万9千円、総額で9,712万3千円が、不適切な会計処理として会計検査院から指摘された。

道では、会計検査院の指摘に対し、道としての説明責任を積極的に果たしていくことが必要であると考え、また、道議会決算特別委員会において、平成19年度決算の審査が進められていた状況から、会計検査院の検査の行われていない平成19年度について、農林水産省、国土交通省が所管する国庫補助事業に係る事務費の需用費、賃金、旅費の3費目を対象に、農政部、水産林務部、建設部の本庁三部のほか、全ての支庁及び全ての土木現業所を対象に、会計検査院の特別検査に準じて、独自調査を実施した。

その結果、事業費ベースで、需用費については、「差替え」が4万3千円、「翌年度納入」が65万1千円、旅費については、国庫補助事業の対象とはならない用務として、3,896万9千円、総額3,966万3千円が、不適切な会計処理として明らかになった。

2 返還について

会計検査院から指摘された平成14年度から平成18年度執行分については、年度内に返還することとしており、独自調査による平成19年度執行分についても、不適切な会計処理が明らかになったことから、自主的に、年度内に返還する方向で国と協議を行っているところである。

この返還金については、道費で支出すべき内容のものであったため、他県の状況も踏まえ、道費で対応する考えであり、その額については国と協議中であるが、加算金を含め1億9百万円程度と見込んでおり、最終補正予算で所要の措置を講じることとしている。

3 再発防止策について

会計検査院からの指摘事項や独自調査の結果などを踏まえ、原因や問題点を把握し、改善策（案）を取りまとめた。

主な原因と問題点については、

- ・ 職員の会計法令等を遵守した予算の執行に対する意識が希薄であったこと。
- ・ 国庫補助事業の目的に沿って使用することについての認識が十分でなかったこと。
- ・ 国庫補助事業事務費の使途基準が明確でなかったこと。
- ・ 予算執行機関の内部牽制機能が十分機能していなかったこと。

などである。

このため、次の4つの「改善方針」を柱として、改善項目ごとに具体的な取組みを定め、直ちに実施できるものは、今年度から取り組むこととした。

① 「職員の意識改革と資質の向上」

管理・監督者や技術系職員を対象とした研修や関係部における国庫補助事業事務費等に係る研修の新たな実施など

② 「予算執行の適正化」

国庫補助事業事務費の使途基準の明確化、旅行命令簿や復命書への補助事業名の明記など

③ 「牽制機能の強化」

物品購入の決定や納品検査における内部牽制機能の強化、決裁権者等がチェックするための「手引き」の作成など

④ 「組織・権限の見直し等」

出張所等地方機関における専決権の見直しなど

また、これら道自らの具体的な取組に加え、国庫補助事業事務費の使途基準の弾力化や地方の裁量や自主性が発揮しやすい制度の実現について関係省庁に要望していくこととしている。

4 処分等の考え方について

国庫補助事業に係る不適切な会計処理に関し、需用費については、「預け」や「裏金」などの不正は認められなかったが、「一括払い」、「差替え」、「翌年度納入」及び「前年度納入」といった財務規則等に違反する行為が認められ、旅費及び賃金については、以前の不正経理の際に発覚したカラ出張やカラ雇用などの不正は認められていないが、補助事業の対象範囲や会計科目上の不適切な取扱いがあり、結果として国庫へ補助金を返還することとなったことにかんがみ、副知事や当時の部局長等であった部長級の職員等をはじめ、関係した職員及び管理監督者について処分することとした。

5. 処分等の内容

(1) 副知事

「訓 戒」 山本副知事、嵐田副知事

(2) 部長級の職員

不適切な会計処理が行われた年度に関係部局の部長・支庁長の職にあった職員等

「厳重注意」 本庁部長級 21名

(3) 一般職の職員

ア 財務規則等に違反する不適切な会計処理を行った職員（40名）

「戒 告」 本庁主査級 1名

「訓 告」 本庁主幹級 2名
本庁主査級 4名
一般職員 2名

「厳重注意」 本庁主幹級 10名
本庁主査級 11名
一般職員 10名

イ アの職員に係る管理監督者（23名）

「厳重注意」 本庁次長級 3名
本庁課長級 8名
本庁主幹級 12名

(4) 処分の日

平成21年3月5日

(5) その他

上記に掲げる職員のほか、旅行命令権者、臨時職員任用決定者、予算配当責任者など旅費及び賃金に係る不適切な会計処理に関係した職員について、所属長注意を行った。

本庁次長級 31名
本庁課長級 79名
本庁主幹級 261名

合 計 371名

問い合わせ先

項目1～3 出納局指導審査課指導検査グループ 越野主査 内線32-257

項目4～5 総務部人事局人事課サービスグループ 猪口主査 内線22-182

知事の給料の減額について

○ 第一回定例会に追加提案する予定の条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

○ 提案理由

平成20年度に明らかとなった国庫補助事業に係る不適切な会計処理などにかんがみ、道政の責任者である知事としての責任を明らかにし、知事の給料の一部を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

○ 提案する条例案の内容

給料減額の上積み 現行25% → 30%

実施期間 平成21年4月1日～平成21年4月30日

問い合わせ先

総務部人事局人事課サービスグループ 猪口主査 内線22-182